

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 23 日、木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税条例については、なお従前の例による。